

下関遊女かぶき

—女かぶき禁止令と地方遊里—

渡 辺 憲 司

(1)

近世中期の代表的地理学者、長久保赤水が下関で感じたおどろきは、赤水の一文を讀んだ私のおどろきでもあった。それは本稿で触れようと思つた端緒でもある。長い引用になるが、問題点の整理になるかと思われるので、関係する部分を引いておく。

赤水が長崎まで清国へ漂流した船を受け取りに行つた復路、下関に滞在したのは明和四年十月廿六日であつた。彼は、「長崎行役日記」で下関の遊女かぶきを見た感想を次のように述べている。「長崎行役日記」は日記の形態をとつているが、「櫻井園圃長崎紀行」と別題がある如く、また、刊本で流布したものであり私的な日記ではない。長崎を中心とした諸国風俗見聞記的なものである。

当地ハ赤間か関とも門司か関共いへり、人家数千軒、平生入津のふね数百艘、繁華大坂に類せり、いなり町といふ所は娼家あり、其中に哥舞伎する茶屋三軒 銀三百目あたふるものあれば俄に舞といふ、その夜幸に大坂屋に興行有、舞台は江戸の湯島芝居よりも廣し、装束はさかひ町にも劣らず 間には錦を着た

下関遊女かぶき —女かぶき禁止令と地方遊里—

るも有 淨るりハ義太夫にて富士見西行なり、悪方、あらず、遊ブトコクテ俠、法師、奴等迄皆女也、しどけなければとも面白し、見物人すべて揚屋の案内にて入る、案内なきものも推て入んとする故に門の狗裏に群集し押合揉合ケンシツ喧嘩甚し、年寄子どもは入事を与す、棧敷三百人をかぎりとす、橋がかり中道などありて、果子売番付売等立めぐり、さながら娼家チャヤの内とは思はれず、其次の夜ハ堺やにて物草太郎を舞ふ、舞台ハ二階に構へたり、何れも役者ハ一軒切にて事足り 唯音曲斗ト雇といふ、石見やとやらんには山庄太夫の戯が有、いづれも優劣なしとぞ、鄭衛テイエイの声女樂のたはぶれ、記する所足すといへ共又其土の風俗をみつへき也

日本の多くの地を見聞した長久保赤水をおどろかした第一の点は、遊郭の中で遊女達の手によつてかなり本格的な歌舞伎が演じられていた点である。全国的にみてもこの様な形で歌舞伎が演じられていることは少なかつたのであろう。既に早く寛永期以降、遊女かぶきは全国的規模で禁止されていたと考えるのが常識である。

そして、さらに彼を瞠目させたのは、遊郭のためにのみ催されているのではなく、一般庶民、老若を問はずこの芝居が開放されてい

る点である。遊里が老人、子供等の一般庶民から隔離された閉鎖的
社会であることは、江戸時代中期でも同様であったはずである。そ
れともその思いは、中央遊里のイメージにとらわれすぎた私の思い
こみなのであろうか。

確かに、我々の中には、遊里史があまりに中央遊里を中心に語ら
れすぎ、全国的大部分を占めた地方遊里の実態を看過してきたとい
う反省がある。各地個別の遊里を検討する必要があるであろう。
本稿はそのひとつの手がかりとして、下関の遊里、稻荷町の遊女か
ぶきをとりあげてその問題を検討し、併せて下関遊女かぶきの様相
を紹介しようとしたものである。

(2)

下関の遊女は壇の浦で敗走した平家の女官達に源を発していたと
いう伝承がある。それなりに尊重すべき伝承ではあるが、この地
が北海道の要所として繁栄した港町であり、港町にはつきものの遊
女達がいたことは十分に想像される。古く、大江匡房の「傀儡子
記」に、「東国美濃参州遠江等党為豪貴、山陽播州山陰馬州等党
次之、西海党為下」とあって、下関をも含めた北海道の遊女の評
価にふれている。又、遊女が売色行為と共に芸能を身につけていた
事もよく知られる所である。しかし、下関の遊女に関する具体的な
資料で中世以前のはほとんどない。又、本稿は近世初期殊に、
かぶき者との関連から論じようとするものであるので、中世以前の
状況については今後の問題とした。

平戸商館長のイギリス人リチャード・コックスの日記の一六一八

年九月三日の条に、下関のかぶき者についての記録がある。

We departed from Shinima Seek this day in the mo-
rning, and paid out our host, viz..... More, I gave to
our host 2 musk cods, and to her daughter 1 musk
cods, and to 3 caboques 3 musk cods.

この日の朝下関を出発したコックスは、別れ際に宿の主人とその
娘にじゃ香袋（巾着）を与え、そして更に三人のかぶき者にも同様にしたの
である。この三人のかぶき者がどのような者達であったか、この条
には記されていないが、同書の、一六一七年の五月二十一日の条に
Speeches are given out that the caboque or Japon pl-
ayers (or whores)

とあって、かぶき者が芸能を事とし、又同時に売春婦達であった事
が知れる。日記には、他の条にかぶき者が七日間連続興行した事や、
外題には戦争物や恋愛物が多く、内容はせりふ劇と乱舞の間題とい
う段階であると記されている。

下関の港でコックスを見送った三人のかぶき者達が遊女であり、
近世極初期、元和年間、下関に遊女集団の居たことを予想させる記
事である。京都を中心とするお国かぶきの如き一座が、全国にひろ
まり支持を受けるのは、慶長・元和年間であり、下関もその影響を
受けたものであろう。下関遊女かぶきの近世におけるもつとも早い
例である。

創始者とされる出雲のお国が、アルキ巫女として遊女の性格を帯
びている如く、当時のかぶき者達にとって売色と遊芸は切り離せぬ
ものであった。森末義彰氏は、「女かぶき発展の史的考察」（昭和11

年12月「思想」)において、傾城屋と女かぶきの太夫元が同じものであるとし、踊子達が純粹の芸人ではなく「舞台を離れては一般の傾城、遊女と何等趣を異にするものではなかった」と述べておられる。芸能と売色の不可分の関係は、遊女かぶき禁止令まで続き、遊女かぶき盛況のもっとも大きな要因であった。

遊女かぶき禁止令の年代については、ほぼ定説化している「日本演劇史」(伊原敏郎著)の寛永六年説の他に、「武江年表」「梅津政景日記」を拠とする元和二年説、大坂では「大坂道頓堀諸之居之覚」から逆算した寛永十三年説、江戸における「歌舞伎年表」をもとにした寛永十七年説などがある。

長州藩内においても、岩国支藩では、元和三年四月十六日の町中掟(「別本吉川家譜」十七)において、「かぶき、山伏、其外占かた仕候もの禁制之事」と町内よりかぶき者を締め出し、萩本藩では、元和二年に出雲巫女と称するかぶき女が来て、彼女らをめぐって刃傷沙汰がおきたために禁止令を出している(「毛利四代実録考証論断」六十上)。下関周辺でも遊女かぶきは盛況であり、禁止令の行なわれたことは他の地域と同様であった。

女かぶき禁止令の徹底化には年代的にずれがあると考えられるが、ほぼ寛永末年において遊女かぶきは終焉を迎え、その結果、遊女達が集娼制度の中に閉じこめられて遊郭が成立するというのが通説である。盛田嘉穂氏は、論考「女かぶきの禁制について」(昭和37年1月「学大國文」)において、遊郭制度の成立を「それぞれ幾らかの遅速もあったが、ほぼ寛永年間のことである」とし、「遊郭制度の確立が、女かぶきの死命を制することになったのである」と結論さ

れている。また守屋毅氏は、「『かぶき』の時代」(昭和51年「季刊日本文化5」角川書店)において、禁令の実施規模に疑問を提出しながら、禁制の背景に言及して、「敬次にわたってくり返された遊女歌舞伎の禁制は幕府の遊里対策のいちおうの完成―つまり集娼制度の確立、その具体的表現である近世遊郭の成立によって、終結する」と述べておられる。

しかし、次に説明する如く、集娼制度(遊郭)の成立と女かぶきの消滅という原則的な相互関係は、下関稻荷町においては成立しなかった。両氏は主に三都について問題としているのであり他地域を考慮に入れられてはいない、私もその原則的な相互関係を否定するものではない。だが、この相互的關係が、近世における芸能史及び演劇史上通説化され、地方遊里の実態への考慮なしに展開されている事も事実である。

地方遊里は日本の遊里の大部分を占めていたのであり、これらの地域の実態を除外して遊郭史を語ることは片手落ちである。私は単に例外的な地域として下関稻荷町を取りあげているのではない。下関は江戸時代を通じて、代表的な都市としての性格を有していたし、稻荷町も有数の遊里として名が知られていたのである。下関稻荷町が地方遊里論を構築する上で重要な地域であることは間違いない。

(3)

大坂(瓢箪町)

三十五軒

下関(稻荷町) 三十四軒
 京(島原) 二十四軒
 江戸(三谷) 十四軒
 奈良(木辻町) 十一軒
 大津(柴屋町) 十軒
 鞆(有磯町) 七軒
 伏見(鐘木町) 五軒

遊里の下の数字は、畠山箕山が「色道大鏡」中であげている揚屋の軒数である。「色道大鏡」が成立したのは延宝六年であり、寛永末年に遊女かぶきが三都を中心に禁止されてから約二十年後、十七世紀後半の遊里の状況を伝える資料である。

揚屋の軒数がそのままその遊里の繁栄の様相を伝えていていると考えるのは早計かもしれない。例えば、同書では、長崎(丸山)においては「傾城の数八百余人」と記しながらも「葎屋なし、内留なり」と記し、また、博多(柳町)について「傾城の高下なし(略)葎屋はなし 内留なり」と記している。また島原では、揚屋の他に「茶屋合せて十九軒」、瓢箪町でも「都合廿九軒」の茶屋のあったことを記している。又、江戸についても、この当時は、仮宅三谷における軒数であったことを考慮しなければならないであろう。

列記した揚屋数は、それぞれの遊里の特徴を示しているのであるが、延宝年間、下関の揚屋数が三都に十分比肩するものであったことは、着目に値する。

空色軒一夢の「諸国遊里案内」は、約十年後の貞享五年の刊行にもかかわらず、稻荷町の揚屋として二軒をあげるのみである。代表

的揚屋のみを記したかと思われるが、鞆(有磯町)においてすら、五軒の揚屋が記されており、数の上であまりにひらきがある。しかしここでは、柳亭種彦が「諸国遊里案内」に対して「吉原の事は委しからず、誤りもつとも多し、諸国の事猶更いぶかし」と批判している言を信じ、「色道大鏡」が自序で「諸国の風俗、人伝にのみ聞ては、くはしく勘弁しがたきゆへに、或は関東にわしり、或は中国より九州にわたり、其郭辺に経歴して」と記す、実証的とも言うべき姿勢に信を置くべきと考える。

西尾市立図書館蔵「国々いろさとはん附并あたひ附」は、遊里の見立相撲番付であるが、これはよく知られる「守貞漫稿」所収の「諸国遊所見立角力」番付が天保年間のものであるのに対して、明和年間頃のものと思われるものである。ここにおいて下関稻荷町は、関協大坂新町の次の小結に位置し、地方遊里随一の地位を与えられている。

この地位については、既に「色道大鏡」に「或人の云、下関の傾城は、大坂よりまさるべきといへり、されども、大坂は名にしおふ大郭なれば、下関を大坂の次とすべし」(巻十二)とあり、また「其外の小地の遊郭風儀を談ずるにあたはず。其中に長州下関は江戸、大坂に准ず」とも記している。揚屋数といった規模のみではなく、遊女の品格(風儀)の面でも稻荷町は三都に比肩する地位を与えられていたのである。そしてこの地位はほぼ江戸時代中期に至るまで不動のものであったのである。

稻荷町の繁盛は下関の隆盛によったものである。その隆盛は西廻り航路(北前船)の整備によってもたらされたものであるが、「日

本海運史の研究」(福井図書館等編)によれば、河村瑞賢が西廻り海運の開発に着手したのは寛文十二年であり、航路整備以前に京・大坂に物資を輸送する際の重要な港であった敦賀・小浜への廻船入津数が著しく減少するのは延宝八年頃からであった。つまり、箕山が下関稻荷町の揚屋の数が全国で二番目であると記し、遊女の風儀を賞賛したのは、下関が都市として上昇期にあった頃なのである。

下関稻荷町を田舎遊里などと呼ぶことは適当でない。「当赤間関は日本無双群船の津」(「日本行脚文集」元禄二年)であり、「千艘出れば入船も、日に千貫目万貫目、小判走れば銀が飛ぶ金色世界も斯くやらん」(「博多小女郎波枕」享保三年)といった商品流通の地であり、「服色もまた華艶、通衢貨肆も爛然として眼に満つる、赤間関もまた海門の一都会」(「海遊録」享保四年)であった。稻荷町は「傾城長の屋造り田舎めかず」(「色道大鏡」)都会風俗の只中にあつたと考えてよいのである。

蛇足の如くであるが、注意しなければならないのは、下関が西国随一の都市であることは、そのまま都市人口(軒数)の多さを示すものではないという点である。「色道大鏡」とほぼ同時期である寛文七年に行なわれた幕府の巡見使の報告、「国々海辺巡見記」(旧東京教育大学所蔵本)には、「町屋五百八拾七軒并渡海舟多シ」と記されている。この五八七軒という数は、同じ長州で比較すれば柳井の五八〇軒とほぼ同数である。また近辺では小倉の一六三九軒の約三分の程度であり、人口数(軒数)のみで比較するならば、江戸時代を通じても西国一の都会であるなどと呼ぶことは出来ないのである。しかしそれでも猶西国随一の都会であるといった評価を受ける

のは、商品流通の基地としての商都の重要性が認識されていたからに他ならないのであり、稻荷町の遊里の性格と遊女かぶきについての重要な背景がこの点にもあるのである。

(4)

以上の如き状況の下関稻荷町で行なわれた遊女かぶきがどのようなものであつたか、近世初期の状況を中心に考えていくことにする。

三都では寛永末年にほとんど姿を消したと思われる遊女かぶきが、約三十年後の延宝年間に下関で行なわれていたことが、「色道大鏡」には

家毎に哥舞妓の跳あり、傾国これを役とす、旅人の所望に依て是を興行す、其催料白銀壹枚宛

と記され、また「諸国色里案内」にも同様の記事が見える。そして、この点で留意すべきは、下関のみならず西国においては、遊女かぶきが他の所でも催されている点である。「色道大鏡」において、室では

猶頃年は、哥舞妓のをどりを催して、家々の女郎哥舞を尽す事とあり、博多においては
下関の傾城のこし
家々に哥舞妓の跳あり、室・下関のこし客の所望に依て是を興行す

とある。また近年は廢れたと記しているが長崎においても
当頃傾城の能・跳、むかしは専とたしなみければ、家毎に舞台

をたて、客の所望次第に催しけり、頃年は興行する客もなければ、をしなべてこれをたしなむにはあらねど、舞台も所々にあり

と記している。西国の主たる遊里では、下関を代表格として、室、博多、長崎等においても、遊女かぶきの跳りが行なわれていたのである。「色道大鏡」巻四(寛文式下)では一項を設け、「躍の事」として盆の踊りについてふれている。京(鳥原)の状況とともに、跳りの内容を具体的に記しているので全文を引用することにす。

躍の事、盆のをどりはさがしなくてはよからぬたはふれなれど、郭中商売の為なれば停止しがたし。此見物として入りこむ輩、郭中無案内の老若ともに来らずといふことなし。名にある傾城のをどるぞと斗おもひて見る事にや、先心をつけて見るに、ならはぬ芸なれば、拍子そろはず品よからず、殊更傾城ばかり儀式をたて、もをとらず、道俗人ごみにもどれるすがた、茫茫としてらうがはしし。年に一度の事なりとも、よくならはせて見まくほしき事也。室、下関、長崎は、田舎なれどもをどりをたしなみ、一ふりふりたる品すがた、都の傾城にはまさり侍るこれに寛文期を中心とした状況である。寛永末年の遊女かぶき禁止令以降の鳥原の様子をここではうかがう事が出来る。禁止令以降、歌舞は「ならはぬ芸」となったのであろう。禁止令は全面的なものではなく、「年に一度の事」として「盆のをどり」には、風紀を乱す「さはがしくてよからぬたはふれ」として認識されながらも、鳥原において遊女かぶきのおどりは続いていたのである。禁止令以降、遊里が郭として、一般庶民から全くかけ離れた閉じこめら

れて存在したのではなく、年に一度「老若ともに来らずといふことなし」といった状況で演じられたのである。守屋氏は前掲書の結びにおいて、「かぶき」の命脈が鳥原の盆踊り(総踊り)として再生したと記されているが、鳥原のみではなく、西国の地方遊里(室、下関、長崎、博多)に「都の傾城にまさり侍る」跳り、遊女かぶきとして残存していたのである。

以上の如く、「色道大鏡」に記されている下関等の遊女かぶきは、都の傾城にまさる芸を持つていたとはいへ、服部幸雄氏がお国歌舞伎を評した表現を借りれば、せいぜい踊ることであり、踊る程度のものであり、劇的手法の萌芽などほとんど見い出せ得ないものであったと思われる。

しかし、そうであるにせよ留意しなければならないのは、近世遊里史及び女かぶきの歴史の上で常識化されている、遊郭の成立と女かぶきの消滅という図式が、下関及び西国の都市には適用しえないという点である。売色行為を背景とする遊女かぶきは、風俗紊乱を理由に禁止された寛永末年以降も、三都以外の多くの都市に残存し支持を得ていたのである。

次に踊る程度であった下関遊女かぶきの様相の変化を、元禄期の浮世草子、「御前義経記」(元禄十三年刊)、「けいせい色三味線」(元禄十四年刊、以下「色三味線」と略)、「けいせい新色三味線」(享保三年刊、但し元禄十五年刊「舞様太鼓」の改題本、東洋文庫蔵、以下「新色三味線」と略)等を中心に見ていくことにす。

まず、遊女かぶきが、大寄せによって催されたことを指摘しておく。大寄せとは遊女を総揚げにして遊興することである。「御前義

経記一に

田舎なれ共此里の女郎一芸にはまれをとり、上方にてはやりし狂言せりふ物まね、不残覚て、大よせには女郎すがたを若女方若衆方、立役敵役道外花車、おやがたと衣襲までをかへてかぶきをはじめ、客のもてなしとする事、都の傾城はづかし

とあり、また同書に、「今日の大寄に付何がなめづらしい事をお目にかけてうぞんじます」とあり、「色三味線」には、大寄せという表現は使われていないが、「六軒の女郎のこらす爰に集り」とある。「諸艶大鑑」巻七の「宵より大よせ大踊、一町の女郎爰にあつまる」とあるごとく、京では大寄せには踊る程度のことであつたが、下関では、上方で流行っている狂言のせりふなどを覚え、物真似し、劇的趣向がほどこされていたのである。

傾城仏の原并梅川文蔵身のうへ物語

役人替名の次第

- 一 梅川文蔵ニ 河内屋和か山
- 一 傾城奥州ニ ぶぢやおこと
- 一 奥州うばニ やりてのかめ
- 一 同腰元しけニ ながとやかづらき
- 一 尼めうさんニ あふみやくれなる
- 一 腰元はなニ 折や小もんど

これは、「御前義経記」に記されている遊女かぶき「傾城仏の原」の番付である。河内屋、ぶぢや、ながとや、あふみや、折やは下関の遊女屋の名前である。同形式の番付は、「色三味線」の「当流義経北国落」においても記されている。「傾城仏の原」は言うまでも

下関遊女かぶき 一 女かぶき禁止令と地方遊里一

なく近松門左衛門作の当り狂言である。他に「今一ツは大しよくわん 三かつの心中 あるひはまや山の開帳」といった狂言名が記されている。「新色三味線」には、遊女の配役が彼女らの特長を生かしたものである事が

金太夫はいろ浅黒ければ三男の三郎 唐崎はとしまなれば山椒太夫 勝山は新造なればつし王丸 藤かへはうつくしければあんしゆの姫と それくゝに役わりをして さきへ口上いひの女郎出て替名をよみ立 それより狂言はしまり

と記されている。

劇的趣向がほどこされているとは言え、遊女屋の亭主の「上方にてはやりし傾城仏の原と申狂言をもつぱらけいこ被成ます」といった口上を鵜呑みに、遊女達が芝居にまじめに取り組んでいたなどはもちろん思うことは出来ない。素人芝居の域を出るものではなかったであろうし、上手下手を考へることは論外である。彼女等にとつてかぶきを演じる事は売色行為の仲立ちでしかないのである。「色三味線」には、常陸坊海尊を演じたくない遊女の言い訳として、「買徳な女郎といはれてこそ、うれしう御さんしよけれ、女郎の身で、買損といはるゝ役目はいや」といった言葉が記されている。

遊女かぶきに要した金額としては、「色三味線」に「都にては壹万両にてもならぬ事を銀壹枚でお気のはらぬおなぐさみ」とあり、「新色三味線」に、「全国にて千両にてもならぬ夏、銀一枚に極てもやふしける」とある。

「都にては壹万両にてもならぬ事」とは、女かぶきの禁令によつて

ならぬ事という意味と、大寄せにするには都で莫大な費用がかかるという意味の両方を重ねていると思われるが、銀一枚とは、江戸市村座などでの茶屋屋方の買切値段とほぼ同じかと思われ、極めて安価である。しかし、これは遊女達の売り込みのための宣伝費用としてのものであり、またこれだけで済むわけでもなく、大寄せのための揚げ代には相当な額が必要であつたと思われる。

下関遊女かぶきが催されるためには、それを催すパトロンが必要であつた。「御前義経記」にはこの点について北前船の商人達の名前をあげている。

其北秋田最上の何がし能登屋孫三郎、種屋与三次郎といふ大商人毎年難波の浜に俵物をつんで、おのれも共に乗の舟、三十反帆を気まゝにあげさし、下の関に舟をとめさせけるに

と、到着した商人達（旦那達）は、揚屋の亭主に迎えられる。そして、歌祭文を逗留中に覚えたいという旦那の希望に対して、「是非御所望ならば大寄せを被成ませう然者をしへ奉らん」と誘つて遊女かぶきの準備をととのわせている。能登屋孫三郎、種屋与三郎等が実在する名前であるかどうか確認出来なかつたが、先に述べた如き下関の繁栄を支えた西廻り廻船の商人達であることは間違いない。

「御前義経記」には、「揚屋より上方北国の問屋へ廻状したる見物させる事、逗留の内女郎うるべき種ぞかし」と記されている。下関滞在中の上方及び北国の問屋に、遊女かぶきが催されるといふ廻状が届くと、「あまたの諸商人、我もくゝと入つどひ、こゝをはれと見物」人が集まつたのである。開放的な郭の状況がうかがわれ、遊郭へ不案内な一般庶民をも含めた見物人が集まつたと推察される。

北前船は上下往復年四回、冬期は日本海が荒れたため、春は四月から六月まで秋は七月末から十月まで来港した。下関遊女かぶきは主に北前船運行の期間に不定期な形で続けられたと思われる。

下関の遊女かぶきは、北前船の問屋層を中心とする大商人が勧進元になり、不定期ながら各遊女屋の遊女を総揚げにする大寄せという形をとり、当時上方で評判の演題を取りあげて、一般大衆殊に商人達の支持を受けて、売色のための客寄せを目的として催されたのである。

この様な遊女かぶきがいつ頃まで行なわれたかについては、吉田重房の「筑紫紀行」の享和二年四月十七日の条にその推移の様が記され、「近年は儉約して止まりしとぞ」とあり、十八世紀後半まで続けられていた事が知れる。前記のコックス日記の記事を、お国かぶき波及の事例としてとらえうるならば、原初的な遊女かぶきの影響を受けながら、島原の盆おどりの様式を残存させ、上方の元禄かぶきの流行を受けた形で、百数十年間続いたのである。

(5)

以上が下関遊女かぶきの様相である。演劇史的側面からは、初期かぶきの残滓として一瞥されるに過ぎないかもしれない。しかし、遊里史及び広く文化的側面から見るならば、その様相はいくつかの問題を提起しているように思える。

私は先に「遊女の父―下関稻荷町遊女屋過去帳」と題した報告の中で、現存する遊女屋の過去帳としてはもともと古いと思われる過去帳を紹介した。その際、過去帳の中に遊女の近親者の名前のあが

っていることによれ、遊女が病気の父を遊郭の近辺に置き看病するといった状況が稲荷町で行なわれている事を指摘し、その実態が、吉原島原等に代表される中央遊里のイメージとは異つたものでないかと疑問を呈した。それは地方遊里の八ある種のゆとりVからくるのではないかと説明した。

八ある種のゆとりV等と極めて曖昧な言い方をしたが、誤解を恐れずに言えば、お歯黒溝や大門といった厳しい境界が地方遊里では希薄であり、そこには、遊女の側にも八町Vの側にも共通の場における親近感が存していたように思える。もちろん私は、身売奉公人請状に具体的にうかがわれる人身売買の悲惨さ(苦界)を看過して、親近感などといった表現を使っているのではない。ここでは、遊女かぶきが残存した理由を探るために、下関稲荷町の一面を述べているにすぎない。

「色道大鏡」では、稲荷町の遊女達が寛文中まで「町へ出る事自由」であつたと記している。この慣習は延宝期に入つて制限され「門外へ出す」となるが、裏町の揚屋は門外にあつたので「是迄は昼夜共に往還す」とある。彼女等は庶民の目にふれながら町を往来していたのである。寛永末年以降、吉原、島原等の遊女が八町Vから隔離された八郭Vの中に閉じこめられたのに対して、稲荷町では八町Vの中で生活の一部を送っていたのである。このことは、他の地方遊里でもほぼ同じ状況であつたと思われるが、機会を改めて地方遊里論を試みたい。今回は稲荷町に限る事とする。

元文五年九月、稲荷町の大坂屋を始めとする遊女屋九軒が、連名で遊女取り締りに対して誓紙(「下関市史」)所収を所轄の長府藩

下関遊女かぶき ― 女かぶき禁止令と地方遊里 ―

に提出している。その布令は今迄に述べてきたことを総括的に述べていると思える。

御請状之事

一、兼々被仰渡候從御公儀様御制法之旨堅可奉相守候事

一、従先年度々被仰付候御家中御諸士様方引請傾城買を申間敷候段奉得其旨候事

一、御諸士様方より踊御座被遊候共仕間敷候尤御見物等手引一切

仕間敷候事

一、市中間屋衆中より旅人詠之踊は格別町向衆中より被相頼候踊

は仕間敷候事

一、傾城共揚屋之外町向又は浜辺野辺罷成候儀兼而御法度に被仰

候御免之外向後門外江出し申間敷候段被仰渡奉畏盛事

右一ツ書之通被仰渡奉得其旨候前廉度々仰付候処近年猥ニ相成

候。(後略)

この法度をして、遊女達が八町Vから締め出されたとのみ考えるのは適当でない。むしろ、ここでは、「度々被仰付候」、「御公儀様御制法」に対して、「猥ニ相成」現実の状況を読みとるべきである。「公儀」より繰り返し出された制禁に対する、「猥」なるエネルギーが下関の地に長く遊女かぶきを存続させたのである。

「公儀」即ち長府藩が遊郭に立ち入ることを禁止しているのは、「諸士」達である。遊女を郭に閉じこめ、風紀を乱すとして郭に立ち入ることも禁止しようとしたのは、武家社会の倫理であり論理であった。制禁は城下町や天領で有効であるかもしれない。しかし、流通経済を基盤とし、定住人口よりも流動人口(旅人)が多かつた

のではないかと思われる商都下関では、それはほとんど無力であったのではないか。商都下関の繁栄がもたらした自由濶達さは、公儀の論理と倫理を無効なものにしていたのであるまいか。

繁栄の支柱である「市中問屋衆」、北前船の商人達は、制禁の枠外にある「格別」であり、「旅人誂之踊」である「遊女かぶき」を催すことが出来たのである。寛永末年、三都においては風紀紊乱を理由に遊女かぶきが禁止され、遊女達は町から閉め出された。しかし下関では、それから約百年後の元文年間に至っても、遊女達は「狼ニ」「町向又は浜辺野辺」を自分の場としていたのである。彼女等が、少なくとも繁栄を支えた商人の全ては、彼女等の存在が「狼ニ」風紀を乱すものだと考えなかった。彼女等は「町」の繁栄を共に支える担い手であった。

冒頭に引用の如く、長久保赤水は、遊女かぶきに「群集し押合揉合喧噪甚し」様を「娼家の内とは思はれず」と驚嘆した。「年寄子ども」迄遊女屋の舞台にむらがるその様は、△町▽と遊女が一体となったエネルギーの象徴の様相であったのである。赤水のおどろきは水戸藩士としての武士の側の発想であり、また私自身のおどろきも中央遊里のイメージにとらわれた思いこみであったのだ。

注1 「平戸商館日記・改正増補版」（昭和42年 篠崎書林）における皆川三郎氏の訳は、musk coats をじゃ香鱈とするが、ズボンの前につける装飾用のじゃ香袋であろう。

注2 無刊記の番付は年代推定が困難であるが、掲載の遊里によ

り推定した。例えば下関伊崎は天保年間のものには載るが、それ以前には未発達のため載っていない。

注3 「歌舞伎成立の研究」（昭和43年 風間書房）で「阿国時代にあったのは、せいぜい茶屋のおかかに戯れかけて一緒に踊ることであり、風呂上りと称して、髪を乱す程度のことであって、これをもって私は『劇的萌芽』と認めることができないのである。」と述べておられる。

注4 長久保赤水が遊女かぶきを見た大坂屋の過去帳である。前述の「新色三味線」で「藤かへはうつくしければあんしゆの姫」とある遊女藤かへの戒名も「日柳信女 元禄十六年未年正月六日」とある。拙稿、「江戸時代文学誌・第三号」（昭和58年柳門舎）参照。

本稿を成すに当り北前船調査の一部に、高岡勲氏の御助力を得ました。付記して御礼申し上げます。